

金を有する者には、なお従前の例により引き續きこれを支給する。

と思われるから、學費が希望に燃えて新學年スタートを切る日であり、またする陳情

國祭日(南山忌)又は「南朝祭」制定に關する陳情

昭和二十三年八月十三日印刷

昭和二十三年八月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局

第六部

第二回參議院文化委員會會議錄第七号

昭和二十三年六月十八日(金曜日)

本日の會議に付した事件

○榮典法案(内閣送付)

○祝祭日の改正に關する件

午後一時五十分開會

○委員(山本勇造君) それでは只今より委員會を開會致します。予備審査のための議案として、榮典法案が本委員會に付託になっておりますから、これの提案理由の説明を聴くことに致したいと存じます。

○政府委員(佐藤謙夫君) 只今上程になりました榮典法案の提案理由を御説明申し上げます。新憲法公布後二年、憲法に予定せられた憲法附屬の諸法律は、國會の熱心なる御審議によりまして、ほぼ完成いたしましたのであります。終戦と共に停止せられておりました榮典制度を新たに決定案いたしましたことは、僅かに残っております事項の重要な一つであります。政府は相當の期間に亘り慎重考究いたしました結果、旧憲法と共に、旧榮典制度を廃止し、新憲法の精神にふさわしい新榮典制度を採用したことに決し、ここに提案いたしましたことと相成つた次第であります。

榮典の制度を存置すべきか否かは、憲法改正の際十分論議せられ、存置することとなつたのでありますから、この問題を繰返すことはいたしません。今やこれを制定する時期に到達したかという点については、議論の余地もありませんが、政府はその時期に達し

たと信ずるのであります。我が國の現状を見ますと、終戦後の一時的混亂を脱して、漸く思想的にも経済的にも再建の光明を認めようといはしてゐるのであります。ここに至りましたのは、もとより連合國の援助によるところが大きいのであります。又國民諸君の最善の諸條件を克服しての努力の結果にもよるのであります。従いましてこれら國民の中で、その労働顯著と認められず者に対しましては、これが表彰の途を講じ、以て國民の志氣を振作し、道義の高揚を図ることは、現下喫緊の要務と考へるのであります。榮典のことは元來國家として一日も廢すべからざるものであります。そのまゝになつておりましたことは遺憾なことでありまして、ここに民主的文化國家にふさわしい榮典を勘案いたしました次第であります。

本案の要旨を申し上げますと、第一に現在残つております在來の制度の内、位階及び勳章の制度は、すでに廃止された爵の制度と並んで、從來の榮典制度の根幹を成しておりましたもので、今やわが國が過去を脱却し、新たに平和、民主、文化を目標として更生しようとしておるのでありますから、これら過去の日本を表象する榮典制度はこれを全廢し、新榮典制度の下に発足すべきであると考へるのであります。併しながら現に勳章を有する者については、今後一切その着用を禁止するの措置を講じたいと考へられま

す。この点を考慮いたしましたし、いわゆる公職追放者以外は、旧勳章を着用することを妨げないことにいたしましたのであります。次に新榮典制度は、新勳章制度を根幹とし、これに配するに功勞章制度、善行章制度等を以てし、國民の表彰に遺憾のないことを期しました。新勳章制度は、一種五級の普通勳章を、單一級の文化勳章といたしました。普通勳章を一種五級としたことは、在來の勳章あつて、級別も多かつたのを簡素化したことが適切と考へたからであります。文化勳章を設けましたのは、文化に關する特に優れた功勞については、その特殊性に鑑み、單一級の特別の勳章を設けて表彰することが適當と存じたからであります。新たに功勞章の制度を設けましたのは、新普通勳章制度の簡素化したのを補ひまして、廣くあらゆる方面に功勞ある國民を表彰することを目的としたのであります。從來の勳章制度は、主として國民のいわゆる奇特な行爲を対象としたもので、今後その趣旨は、これを存置すべきものと考へましたが、在來の勳章を以て表彰したもの内、社會公共に對する功勞に重きを置いたものは、これを功勞章及び新勳章に移し、名称を善行章と改めることにいたしました。

以上申述べましたように、ここに旧制を一新しようとするのであります。更にその運営の實際において、從來の官職單の弊風を残し、被表彰者の格式、地位等に捉はれるようなことがあつては、本制度一新の意義は全く失われることは言ふまでもありません。従いまして政府においては、幸いに本案の趣旨に御賛成を得ましたならば、その運営において、又これを一新し、廣く市町村長や都道府縣知事などからの推薦を募つて、國民の表彰に遺憾のないことを期すると共に、尙これが審議機關として、内閣に、廣く民間各方面の公正なる人士にお願いして審議會を設け、その公正且つ民主的な審議を経て決するようになつて存存であります。

以上本案の趣旨の概略を申し上げたのであります。尙詳細の点は、本案御審議の節申し上げる所存であります。何とぞ慎重御審議の上、速かに御可決あらんことを希望いたします。

○委員(山本勇造君) 速記を止めて下さい。

午後二時六分速記中止

午後三時三十分速記開始

○委員(山本勇造君) 速記を始めさせていただきます。議題は祝祭日に關してであります。議題は祝祭日に關してであります。議題は祝祭日に關してであります。

議院の方においては、これを「國民の祝日」にしたいという意見のようでありますが、これを「國民の日に關する法律」といたしますか「國民の祝日」に關する法律、乃至は「國民の祝日法」というふうになつては、これについて……

○金子洋文君 この法律は、從來の古い憲法に代る新憲法に則つて、それにふさわしい祝祭日を設定する、これが、我々がこの日を設定する基準の第一に準じておるのであります。その他基準として民族的な風習並びに世論を尊重する、國民全体に文化的意義がある日を選ぶ、その他祝山六つ、七つの基準が挙げられて、その観点から選んで来たのであります。その観点から選んで来たのであります。その観点から選んで来たのであります。

従來の祝祭日というふうな文字が全然使われな方、新憲法の精神その他の挙げた基準にふさわしいと考へます。の、もう一つは、成る程文字で見ると、場合には、「國民の日」と、「國民の祝日」を二つ並べて考へますと、國民の祝日の方が一見大衆的に分る、而もそれが從來の祝祭日と関連して分る、そういう大衆的な文字があります。それが前の祝祭日と繋がつて分るということ、これを言葉として言ふ場合には、非常に言いにくい、國民の祝日といふふうになると、非常に言いにくいばかりでなく、東北地方の「し」「す」「じ」などが同じようなところにおいて、「國民のすくすつ」と言つて、何が何やら分らんような結果を來

す魔れもある。それに比べて國民の日の方は、非常に新鮮さがあつて、古い祝祭日と何らの繋がりを持たないような新鮮さを持つておると同時に、常に而も永遠に新らしさを持つておる。同時に誰でもこれは口にして言える。國民の日と簡単に言える。こういふものもろの長所を持つておられますので、この祝祭日は一年、二年で終るものではないから、長く続く意味からしても、國民の日に私は賛成したいと思つておる。

○三島通閣君 私も金子委員のお説に賛成する者であります。この祝祭日として決められた日の中には、必ずしも祝うといふものばかりではなくて、偲ぶものも入つておるし、いろいろなものが入つております。勿論このようなものも廣く意味で「祝い」といふ言葉の中に入るかも知れませんが、必ずしも國民の祝日と言つても当らなくはないといふように、大きな目では見ざるかも知れませんが、併しやはり言葉の具さに穿鑿して行けば、いろいろな種類のものがあるから、必ずしも祝日と言わない方がよいのではないかと、それに國民の日と言つた方が、もつと國民全般に親しみがあつて、新憲法の精神から申しまして、主権在民というふうな意味から見ても、國民の日と言つた方が、より我々のものとして親しみを感ずるやしないか、こういふような点から言つても、私は今の金子委員の述べられた意見に賛成する者であります。

○國伊能君 私は言葉の発音の上からは、祝日という言葉が好まれます、非常に言い現わしにくいということがありますが、内容といったしましては、別にこたわつてゐるわけではございません。ただ若し國民の祝日といふと、第一條の文章をやはり少し書き直さないと意味が徹底いたさないように思ひます。氣付きましたので、ちよつと……。

○委員長(山本勇造君) 昨日の打合せにおきましては、参議院の文化委員会では、國民の日で行かうという御決議があつたように思はれますが、それならば、その法制部並びに専門調査員の手において作成されましたこの原案、皆さんのお考えも無論入つておるんですが、この原案で直ぐに國民の日に関する法律をいふので進んで参りますか、それとももう少し考えますか。よろしければ、第一條から順次先に進みたいと思ひますが、昨日の御決議が変らないものならば、このままで進んでよろしいように考えられますが、如何ですか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○委員長(山本勇造君) それでは第一條を讀んで見ます。自由と平和を求めてやまない日本國民は、美しい風習を育てつつ、よりよき社会、より豊かな生活を築きあげるために、ここに國民こそつて祝ひ、感謝し、あるいは記念する日を定め、これを「國民の日」と名づける。これについて如何ですか。これはちよつと抜けておるようない「と」なつておりますが、前にはたしか「が」があつたように思ひますが、これは「が」とすることも一つの方法であります。もつと正しくは「國民のこぞつて祝ひ、或いはここにあらうように全部、が」のもなくして「國民こそつて

祝ひ」といふように助詞なしで行きますか。どういふふうにいたしますか。  
○金子洋文君 意味としては「ここに國民がこぞつて祝ひ」といふ方がはつきりしますが、文章としてはこの方が自然に響いて来るように思ひます。そして同時に「國民がこぞつて祝ひ」といふ意味も十分現われておる、かように考えております。

○岩本月州君 金子委員の今おつしやつたことに私も同感であります。  
○委員長(山本勇造君) それじゃ「の」も「が」もなしで行くことにします。尚申し上げたいことは、「ここに國民こそつて祝ひ、感謝し、あるいは記念する日」を定め、とありますが、こういふことになると、これが國民の日の一種の定義の形になつて来ますが、この中には後ろに出て来る「なくなつた人々をしのぶ」といふようなものも、ちよつと入つておるのか、大きい意味では入つてゐるようにも思はれます。後になつて疑問が起るといけません。これらの点について皆さんの御意見を伺つて置きます。

○國伊能君 今委員長の言われる意味は「記念」といふ言葉の中に私は十分含まれてゐると思つておる。この「記念」といふ言葉の意味は、「感謝」といふ言葉にも意味付けられるし、又團員の言われるように、「記念」といふ言葉の中にも含まれる、こういふことでも了解したいと思ひます。

○委員長(山本勇造君) それなら、これは文章の点があるので、こういふふうになつておると思ひますが、併し法律の文章でありますから、その後でこれが定義である、これ以外のものを入れちゃいかんとかいふようなことが問題になるといけませんから、この國民の日の日といふので、後で又どういふ日が加わつて来るにしましても、大体これであらゆる意味が入れられるものと、そういふふうには我々は解釈して、この文章を立案した、こういふことだけは、はつきりここに残して置きたいと思ひます。

〔賛成と呼ぶ者あり〕  
○委員長(山本勇造君) この第一條につきまして、外に何か御意見ございせんか。  
○羽仁五郎君 この第一條は、ここで我々も大體了承したわけでありまして、法律として第一條が出されるわけですが、やはりこの法律が出されるべきに、第一條に盛り込まれてゐる精神は、この前にも申し上げましたような意味で、過去の日本の祝祭日といふものが、過去を中心にしており、そうしていわゆる天皇主権を中心にしており、それから國際的な關係に對して、對立する排外的な日本優越といふ意識の上になつてゐたといふことの批判が是非欲しい。この第一條は、これで私

満足いたしますが、この法律が発表される名に於いては、委員長報告なり、國会の名に於いては、新聞発表に於いては、いづれかの方法を以て、これらの点を明らかにせられるよう、委員長において考慮して頂いて、その意味で過去の祝祭日の間違つていた点を、やはり國民にはつきり示して頂きたい。そうしてこれから我々の進むべき道が、將來に向つて、且つ人民主権の線に沿つて、且つ國際的な意識を十分に持つて進んで行くといふことを示して頂きたいと思つておる。これを特に発言しますのは、大體数日前から、この委員会乃至合同打合せの審議の模様、新聞紙によつて傳へられたことに對して多少輿論の反映があるようにも考えられますが、その中に、どうもやはり新しい國民の日の制定の趣旨といふものが、十分に徹底してないために、極めて曖昧に理解されている点がありますので、法律としては、これ以上盛り込むといふことは無理であるといふことは了解いたしますが、是非これを発布される際に、そういうステートメントにおいて、その点を強調して頂きたいといふことを希望します。

○委員長(山本勇造君) 只今羽仁委員から御懸念のことがありましたので、御尤もと存じますが、併し新聞に出ておりますのは、委員会としてまだ報告しておることでもなし、従つて又説明が加へられておらない。ただあのときの合同打合せの模様を記者が見て報道した。従つて案の説明も、行事のことも何もないのであります。従つてただ日だけであるために、何か淋しい感じを持たれたのだからと思ひますが、これはできるだけ早く、私は発表の方法をとりたいと思つております。

それから第二に、この日を我々が選びましたのは、只今羽仁委員がおつしやつたように、前の祝祭日は、宮廷を中心とした祝祭日でありましたけれども、今度は新憲法の精神によつて選んでおりますので、従つて主権は國民にあるといふ建前から、いわゆる祝祭日を選びますに當りまして、宮廷中心でなくて、國民が中心である、即ち國民の日を選ぶといふ建前でやつて参つたのでありますから、それらの点は委

ら、この委員会乃至合同打合せの審議の模様、新聞紙によつて傳へられたことに對して多少輿論の反映があるようにも考えられますが、その中に、どうもやはり新しい國民の日の制定の趣旨といふものが、十分に徹底してないために、極めて曖昧に理解されている点がありますので、法律としては、これ以上盛り込むといふことは無理であるといふことは了解いたしますが、是非これを発布される際に、そういうステートメントにおいて、その点を強調して頂きたいといふことを希望します。

常に言い現わしにくく、内容が、別  
部が「も」の「も」なく、「國民こそつて  
いすし、或いはここにありよ様に全  
れが定義である、これ以外のものを入  
れちやいかんとかいうようなことが問  
頂きたいと思ふのであります。これを  
特に発言しますのは、大体数日前か  
たのでありますから、それらの点は委

局長報告なり、新聞社への発表なり、  
その意味は明らかに発表するよう  
にいたしたいと存じております。これ  
は皆さんにおいても御異議がないと存  
じます、如何でありませうか。

○委員(山本勇造君) 第一條につき  
ましては、よろしくござりますか。

それでは第二條に移りまして、第二  
條「國民の日を次のように定める。」こ  
れでちよつと附加して置きますが、普  
通でありますと、「國民の日はこれを  
次のように定める」というのが、今ま  
での法律の書き方でありませうけれど  
も、「これを」という書き方は、あれは  
漢文の直訳から来ておりますと、あ  
の「これを」という字を、そういうふう  
に訳すことは、むしろ間違ひに等し  
いから、そうして日本の書き方では  
いせんから、この法律におきまして  
は、「これを」というような字を使わな  
いで、新しいやり方をやつて見た次  
第でございまして、でき得るならば、  
今後こういうふうな、これからの日本  
の法律もつて貰いたいというふうな  
ふうに考へております。そこでこの名  
稱等はお手許にございませうから、一々  
読みませんが、これにつきましては、  
やはり順々にやつて行つた方がよろし  
うございませうか。

○委員(山本勇造君) それでは第一  
「二年、一月一日」この制定の趣旨が、  
「年のはじめを祝う。」というふうにな  
つております。

○委員(山本勇造君) それでは第一  
「成人の日、一月十五日」、制定の  
趣旨「子どものおとなになつたこと

を自覚し、社会もまたこれを祝う。」  
どうもこれは昨日の打合せでも、一應  
こういうふうな定められたのでありませ  
うけれども、あの時にも大分疑義があつた  
ように思いますが、これはもう少し何  
か御案がございませうでしょうか。実  
は一案といたしまして、ちよつとお聽  
きを願ひたいのでありますが、一案と  
いたしまして、今のを、こういふふう  
に訂正したらどうかと思ふのでありま  
すが、ちよつとお書取りを願ひます。

○委員(山本勇造君) 第一條につき  
ましては、よろしくござりますか。

「おとなになつたことを自覚し、正し  
く生き抜こうとする青年を祝ひ、勵ま  
す。」これはどうも長くならないと分  
らないらしいですね。

○委員(山本勇造君) 第一條につき  
ましては、よろしくござりますか。

○委員(山本勇造君) 制定の趣旨な  
らぬから、すべて「日」を抜いておる  
のです。

○委員(山本勇造君) 制定の趣旨な  
らぬから、すべて「日」を抜いておる  
のです。

○委員(山本勇造君) つまり主語が  
抜いてあるわけですね。青年を祝ひ、勵  
ますのは社会のわけですね。

○委員(山本勇造君) つまり主語が  
抜いてあるわけですね。青年を祝ひ、勵  
ますのは社会のわけですね。

○委員(山本勇造君) つまり主語が  
抜いてあるわけですね。青年を祝ひ、勵  
ますのは社会のわけですね。

第六部 文化委員会 第七号 昭和二十三年六月十八日

に對應する成人全体を意味するのでな  
くして、昔のいわゆる元服のような、  
一定の式典を意味するようなものとし  
て、これを制定されておるのでありま  
す。

○委員(山本勇造君) つまり明治以  
前におきましては、元服というふうな  
ことがありまして、子供が自覚を持つ  
た。ところが明治の初めになりまし  
て、丁番がなくなると共に、元服とい  
うものもなくなつてしまつて、そうい  
う自覚を持つ時がなかつた。ところが  
又徴兵令が起つたために、今度は徴兵  
検査までというので、あの二十歳とい  
うことが、一つの儀式はなかつたけれ  
ども、やはり青年に或る自覚を持たせ  
る、まあ一つのきまりと言ひますか、  
目度みないものがあつたわけですね。  
ところが今度は戦争を放棄して、徴兵  
令というものがなくなりましたから、  
只今の子供は、いつ自分が大人になつ  
たかという自覚を持つような時がな  
なつておるので、併しこれからの  
日本を新しく築き上げて行くという  
上から言つて、子供、それから青少年  
が大いに自覚を持つてやつて呉れな  
かつたら、日本の本當の再建はできな  
いといふ、その我々が一番望みを寄  
ておるのは、次の時代の人達です。か  
ら、こういう人達の自覚を求めたい  
と、そういう意味で、この祝祭日の中  
に社会教育の思想を織込もうとしたの  
が、この「成人の日」なんです。

○委員(山本勇造君) 御尤もな御意  
見であります。これは民法、それか

○委員(山本勇造君) 御尤もな御意  
見であります。これは民法、それか

○委員(山本勇造君) 御尤もな御意  
見であります。これは民法、それか

○委員(山本勇造君) 御尤もな御意  
見であります。これは民法、それか

○委員(山本勇造君) 御尤もな御意  
見であります。これは民法、それか

○委員(山本勇造君) 御尤もな御意  
見であります。これは民法、それか

○委員(山本勇造君) 御尤もな御意  
見であります。これは民法、それか

○委員(山本勇造君) 御尤もな御意  
見であります。これは民法、それか

○委員(山本勇造君) 御尤もな御意  
見であります。これは民法、それか

○委員(山本勇造君) 御尤もな御意  
見であります。これは民法、それか

○委員(山本勇造君) 御尤もな御意  
見であります。これは民法、それか

○委員(山本勇造君) 御尤もな御意  
見であります。これは民法、それか

○委員(山本勇造君) 御尤もな御意  
見であります。これは民法、それか

○委員(山本勇造君) 御尤もな御意  
見であります。これは民法、それか

○委員(山本勇造君) 御尤もな御意  
見であります。これは民法、それか

○委員(山本勇造君) 御尤もな御意  
見であります。これは民法、それか

○委員(山本勇造君) 御尤もな御意  
見であります。これは民法、それか

○委員(山本勇造君) 御尤もな御意  
見であります。これは民法、それか

○委員(山本勇造君) 御尤もな御意  
見であります。これは民法、それか

○委員(山本勇造君) 御尤もな御意  
見であります。これは民法、それか

「同じことだと思ひます。『將來』という言葉を、ただ國土を愛するという言葉に交えただけでいいが。」

○委員(山本勇造君) この問題につきましては、久松委員何か御意見があるのじやないですか。

○久松定次君 私はずっと制定の趣旨を拜見いたしますと、國民自身の一の休日としての観念であります。ただ自分達の生れた日本の國というものの祝日もあつて然るべきことだと思ひますので、『春分の日』につきましては、ここに將來の再建日本のために努力するといふよりな意味も、一つ挿入して頂いたら好都合だと、こう存じております。

○岩本月洲君 制定の趣旨は後で論議されるのでありますが、そのときに時間が必要と思ひますが、どうでございませうか。

○委員(山本勇造君) それでは、これはもうよろしうございませうか。

○岩本月洲君 よろしうございませう。

○委員(山本勇造君) それでは直ぐ「天皇誕生日」に移りますが、よろしうございませうか。

「異議なし」と呼ぶものあり

○委員(山本勇造君) 「天皇誕生日、四月二十九日、天皇の誕生日を祝う。」

「異議なし」と呼ぶものあり

○委員(山本勇造君) それから「憲法記念日、五月三日、日本國憲法の施行を記念する。」

「異議なし」と呼ぶものあり

○委員(山本勇造君) 次は「こどもの日、五月五日、こどもの人格を重んじ、こどもの幸福をはかる。」

○三島隆雄君 この「こどもの日」の

こととございませうが、この「こどもの日」につきましては、私は実はたびたび論じましたので、もう一度ここで申上げたいと思つておるものであります。ただ問題になつて来るのは、五月五日という日であると思ひます。「こどもの日」を置くという事は、どんなも反對のないことであるように、衆議院も何つておるのであります。ただ問題は、五月五日という日になつて来るのであると思ひますので、一應これが五月になりまして、ことと申して、どう考へるかということについて、ここで申上げて置いた方がよいように思つております。当初私達参議院の考へておりましたことは、五月の三日に「こどもの日」を設けて十一月三日に「憲法記念日」を設けて頂くというのが初めの考へておりました。それはなぜかと申しますと、「こどもの日」を設けるのは、先ず一番先に考へることは季節ということでありまして、ベスト・シーズンに「こどもの日」を設けたいということでありました。それでいろいろ天文台の方なんか調べて頂きますと、大体三日、四日、五日、六日、七日というところが、日本中が氣候のいい、雨も少い時だということでありましたので、それでは五月三日は、丁度たま／＼子供の男の祭の五月五日、女の子の祭の三月三日、それを月と日を合せ取つて五月三日としたならば、一つは日本國憲法の施行日に当るので、新憲法の精神を子供の上に吹き込んで行くという上でも、非常にいいのじやないかと思ひます。五月三日ですつと参議院の方は参つたのであります。ところがその

後十一月三日の憲法記念日は、衆議院におきましては五月三日にやつて貰いたいという御意見が大分あつたやうでありますので、それではやはり憲法記念日は五月三日がよいかと思ひます。御意見が申しまして、憲法記念日は五月三日に決まつて、それで子供の日は改めてしまつた。ベスト・シーズンであり、それで子供にちなんだ日であるから、永年の子供のお祭をして来た日だから、五月五日にしようということになりました。その後参議院におきましては、五月五日という日は、一つには、考へるのに女の子がネグレクトされて

いるという理由、第二は、五月五日といふことは尙武の節句といつて、軍國主義的なお人形などを家庭で列べたこともあるから、その日は避けた方がよからうというのが第二の理由、第三は、この辺に祭日がつつき過ぎる。四月二十九日が天皇誕生日の日、五月一日はメーデー、これは祭日ではないけれど大体お休みになる。それから五月三日が憲法記念日、五月五日が子供の日は、余り休みがくつきつて、事業家とか、或いは銀行家とか、こういふ人達も非常な迷惑をしないだろうかと、又日本が非常に活動しなければならぬのに、お休みがくつき過ぎるので、どうであらうか、たま／＼配分から言つても、十月は何にもお休みがないのだから、「こどもの日」をどうせ新しい精神で「こどもの日」を設けるならば、その日に拘泥しないで、十月一日にしたらどうかという御意見が出まして、私も実はその日に賛成したのであります。ところが衆議院と合同委員会がありまして、衆議院の方では「こどもの日」ということは、これ

はそろばかりでないと思ひますが、大分参議院からの非常な熱烈な御意見もあつて入れたものだ、殊に五月五日といふことは、厚生省あたりでもこの運動をやつておられる人があつて、是非五月の初めにやつて貰いたいといふ、全員一致の御希望がありまして、余り十月一日といふことを参議院側が強く主張いたしますと、「こどもの日」そのものがどつかへ飛んで行つてしまふ心配も出て参りましたし、とにかく五月初めは草木の萌え、芽の出る時でありまして、十月といふと草木の萎むという時であります。子供のお祭をするならば、むしろ五月の方がベスト・シーズンでいいのじやないかという御意見が出まして、五月の五日というふうに決まつたのであります。これにつきましては、今の私が申上げました三つの点から、多少將來と雖も、そういう懸念を持たれる人があろうと思つておられますけれども、併しそういうことに、どうぞごこだわらないで、新しい日本が子供の人格といふものをここに認めて、子供のために祝日をして、子供を正客とした祝日をして、そして子供に光明を興えたいということも、もと／＼の趣旨であります。それ故にこの制定の趣旨におかれましては、先ず最初に「こどもの人格を重んじ」といふことが入つておるのであると思ひます。とかくまだ残念なことに、我が國は子供の人格を認めないといふやうなことが、往々にしてあるわけでありまして、どうぞ子供を一人前の人としてのパーソナリティーといふものを、この趣旨が認めるといふ、ここに一つの考え方を繰込んで行きたい。それは全然新しい考えであり、又子供

を願つて、子供のためにする運動といふやうなもの、世界では、まださういふ子供日といふものは余りありません。私は最近分つたのであります。六月の何日かに、極く少数の國で、少数の國が、さういふチルドレン・デーといふ子供の日のための運動があるといふことを調べましたが、六月何日か、十幾日かでありまして、これは日本は雨期に入ります。雨期にその日を持つて来るということはどうかと思われまして、折角五月五日の最もいい氣候に、それを入れたという趣旨でありませうから、どうぞそつとこととにこだわらずに、新しい精神を以て定め、又日本の五月五日の節句といふのは、ずつと昔の藤原時代の端午の節句には、さういふ意味はなかつたのでありますから、男の子も女の子も、この際一緒にした子供の日といふことで、さういふやうに、その制定の趣旨を考へて頂きたいといふことを申上げて置きたいと思ひます。

○羽仁五郎君 今の五月五日については、それは五月五日の日が、やはり現在日本の國民の中に武を尙ぶ日として残つておるので、私は五月五日という日に對しては、やはり反対しなければならぬと思つておるのでありますけれども、併しそれに対してこの新しい意味を、今三島委員の言われたやうに與えられる。さういふ意味で、子供の人格を重んずるといふ趣旨が新しく出て来るならば、第一條に述べられておるやうな、新しい美しい風習を育てるといふ意味で、この五月五日を、今までのいわゆる端午の節句といふ意味で、いわゆる尙武の節句といふ意味でなく、男の子も女の子も、この日に

じ、ごどもの幸福をはかる。」

います。五月三日ですつと参議院の方は参つたのであります。ところがその

同委員会がありまして、衆議院の方では「ごどもの日」ということは、これ

一つの考え方を織込んで行きたい。それは全然新しい考えであり、又子供

人格を認められるという、新しい日ができるものとして賛成をいたしました。そういう意味で、この子供の人格を重んずるといふ、人格のことが制定の趣旨において最後まで守られるようにお願いしたいと考えるのであります。

○委員(山本勇造君) それでは次に「秋分の日、九月二十三日、祖先をうやまい、なくなつた人々をしのぶ。」これは異論がないと思ひますが、如何でございますか。

○委員(山本勇造君) 次に「文化の日、十一月三日、自由と平和を愛し、文化をすすめる。」

○委員(山本勇造君) 「文化の日」という名が出ますと、私共日本國民といはしましては、歴史及び史料の上に、最も明確な証跡に残つておる我が國の文化の功勞第一人者といふべき聖徳太子を思ひ、この聖徳太子の御命日が、大和の法隆寺の釈迦如來の後背にある銘によりまして明確に分り、その佛像は、何らの損害を受けずに、そのまま今日まで保存されておりますので、ここに録してあります聖徳太子の御命日は、日本における最も正しい、又最も古い年

一日といふ、太陽暦にいたしますとその日に当たりますので、どうかこの日を「文化の日」といたしたいというので、祝祭日問題が起りましたから、終始一貫してそのことを希望していたのであります。ところが、いろいろな都合でこれが採用されず、ここに十一月三日という日に「文化の日」が制定されますことは、私共、少くとも私に取りましては、少しく遺憾に存じます。この十一月三日

という日は、日本國憲法の公布になつた日でありまして、又時候も非常によく、天氣も大抵、恐らく明治十五年頃から今日まで、この日に雨の降つたことは幾度もないだらうと思つて、このよき時候の日でありまして、このときに、丁度菊の花も盛りな頃であります。秋の象徴といふべき菊、又一面においては紅葉も非常に美しい時でありますから、この日に「自由と平和を愛し、文化をすすめる」日として、この日を國民の日とするに賛成をいたしまして、私共が「文化の日」をかねがね主張しておりましたことをここに申添えて、この日に賛成をする趣旨を述べます。

○委員(山本勇造君) 只今來馬さんからお話がありまして、十一月三日を今度「文化の日」にいたすといふことにつきまして、元來十一月三日は、我々の間におきましては、只今お話のごさいますように、日本國憲法の公布された日であるので、その意味において、十一月三日を記念したいというふうな氣持を我々は持つていたのであります。衆議院の方で十一月三日を「文化の日」にして、そして五月三日を「憲法記念日」にしたという話もあり

まして、我々の方としては、十一月三日を「文化の日」ということに、衆議院の意向を尊重しまして、そのことは延いて、結局ここにもございませう。憲法の精神たる自由と平和を愛することになるから、この際これを進めることになるといふわけでありまして、勿論これに対して異論はないのであります。一應我々がどういふふうに考へていたかといふことを、この

際申述べて置きます。○委員(山本勇造君) この日が憲法記念日だといふのは、ピンと誰にでも分るのではありませんか。でも、「文化の日」と言ひますと、どういふわけですか。文化の日だかといふ疑念があるようであります。併しこの日は、憲法において、如何なる國もまだやつたことのない戦争放棄といふことを宣言した重大な日でありまして、日本としては、この日は忘れ難い日なので、是非ともこの日は残したい。そして戦争放棄をしたといふことは、全く軍國主義でなくなり、又本當に平和を愛する建前から、あの宣言をしておるのでありますから、この日をそういう意味で「自由と平和を愛し、文化をすすめる」、「自由という文化の日」ということに我々は決めたわけなのです。併し心持からすると、本當は我々は今尙尙憲法記念日にして置きたいのでありますけれども……それで次に移りまして「勤勞感謝の日、十一月二十三日」。

○金子洋文君 この委員会が決定した当初であります。委員が決定した五月一日をメーデーに設定したい、メーデーを祝祭日に定めたいという御希望があつたのであります。併しそれがいろいろ論議された結果、祝祭日を定める基準の中に、國民全体が祝う日

の民間の行事は、勿論これを、祝祭日したい、或る一部の團體とか、或る一部の民間の行事は、これら民間の行事はやつてはいけないといふふうなことは絶対にないのであるから、そういうふうなものに拘くまでやることは結構であるし、ここでは國民全体が祝う日を定めたいのであるからといふような反対御意見もありまして、それがメー

デーが大採用にならないような状態であつたといふことが一つ、もう一つは、世界のメーデーの歴史はいろいろありまして、違ひもありませんが、日本のメーデーは、労働を祝うと同時に、一面階級闘争の一つの表現として行われておる、その歴史からして、この日を祝日にするのはどうか、むしろその歴史を重んずる意味からしても、従來の民間行事としてまつ盛んにやつて貰つた方がいいのではないかという意見、それから、併し日本の再建の基礎は労働と生産にあるのであるから、勤勞といふことをもつと我々が尊重しなければならぬ。従來は十一月二十三日を以て主として收穫を祝つたのであります。それが勿論大事であるが、海の生産、山の生産も、もつと我々は考慮しなければならぬ。そういう希望も出て来ておつたので、それら一切を含めた感謝の日を持つてはどうか、こういう観点から、生産感謝の日として、各委員の御賛成を得たのであります。各委員の御賛成を得たのであります。生産といふ言葉が少し固苦しい、しつくりしないので、それが削られて「感謝の日」となつたのであります。ところが衆参両委員会の打合せにおいて、「感謝の日」とだけでは漠然として分らない、「労働感謝の日」として貰いたいという希望と、「勤勞感謝の日」として貰いたいという、こういふ二つの修正意見が出まして、大多数を以て「勤勞感謝の日」と定まつた次第であります。

○委員(山本勇造君) そうしますと、ここに選びました九つの中の決案の上からいふと、これで第二條が終つたわけでありまして……○羽仁五郎君 この今の第二條で、こ

れらの日が定められることに、大體委員会の多数の御意見があつたわけでありまして、少數の意見として、私はやります。この法律が制定せられるまでの間に、どうかもう一回、この五月一日を國民の日として考へて頂くことをお願いして置きたいと思つております。これは私共の願ひしております。無所属議員が、直接に熱心に行つております労働連絡会、労働組合の方面、全國労働組合連絡協議会の代表者の方々から、その趣旨について強力に申入れがあつたのであります。我々として、この新しい國民の日が発表せられましたときに、國民がこれを受取る感じとして、全体の感じとして、やはり二つの不満があると思つて、やほ

ら、國民の全部に關係する日であるといふ御趣旨もあるわけですが、五月一日は労働者階級の日だけではなくて、労働といふものに対して、國民全体の日であるという意味で、國會がそういうふうなことを取上げて頂くことができると思ひます。それからやほ現在日本が、殊に労働組合が平和革命に考へて進んで行きたいといふふうな國會を通じて解決されるというこ

とが望ましいといふことは言うまでも

ない。今一つは、労働者階級に対して、國會が積極的な期待といふものを現わしてない。折角今新しい國民の日の提出されるのでありますから、この日本の國際的の行事といふ面、それから労働者階級に対する國會の期待といふ点、この点を今一回各委員の賢明なる御考慮を願つて置きたいと思つてあります。でこれは、國民の日はずべて國民の全部に關係する日であるといふ御趣旨もあるわけですが、五月一日は労働者階級の日だけではなくて、労働といふものに対して、國民全体の日であるという意味で、國會がそういうふうなことを取上げて頂くことができると思ひます。それからやほ現在日本が、殊に労働組合が平和革命に考へて進んで行きたいといふふうな國會を通じて解決されるというこ

とが望ましいといふことは言うまでも

ないことである。そういふ途を國會のみならず、私としてはどうしても賛成ができません。併しと思つて置きたいと思つて置きます。併して先日来、十分の討議を盡された結果の少數の意見でありますので、もう討論の余地がないということになります。五月一日が労働組合の方面ではメーデーとして祝われ、その他の方面では必ずしも休みでないために、殊に教員組合の場合、教師は教員組合としてメーデーに参加し、子供達がその日にははつきり自覚することができないというふうな、いろいろ困る問題がありますので、この新しい國民の日が、法律として出されず時期において、両院の文化委員会なり、文化委員長なり、或いはいずれかの方法を以て、五月一日を政府が政令を以て休日とする、或いは官廳休日とするという申入れをして頂きたい。その申入れに取計らつて頂きますならば、これは國民の日として取上げたのに準ずる取扱を受けるので、労働者階級も了解されるのではないかと、いろいろ考えます。

○委員(山本勇造君) 今の羽仁君の御発言で、メーデーは非常に何であります。もうすでに法案も大体できまして、そうして今更又これにメーデーをもう一つ加えるという事は、これはもう委員会といたしまして、又衆議院との交渉の上から申しまして、これは實際上に困難だと思つて置きます。ただあなたが最後に申すようにメーデーを、今度は官廳の方が休日にするといふ点につきましては、これは僕はお引受けできませんけれども、併し文化委員会は、大体ここでどういふことを考へておるといふことに、官廳の方にでも申入れをするといふ点については如何なるのでございましょうか。

○委員(山本勇造君) その点について御異議ございませんか。  
○委員(山本勇造君) 呼ばれ者あり  
○委員(山本勇造君) これは申入れの程度で、希望を述べることになります。これは法文にどうするといふわけに行きませんけれども、そういう労働者階級の方々の御希望のある点は、それはこの参議院の文化委員会といたしましては、官廳の方に伝えるといふふうに取計をいたすようにいたします。それから、どうかいろいろ御了承願います。

○若本勝彦君 この祝祭日の審議に当りまして、初めのところにおいては、相当日本の新憲法に則つて、いわゆる文化國家或いは又健康にして文化的な生活を営むといふような観点から、この藝術祭であるとか、科学祭或いは体育祭、そういうふうな一つのお祝日をお置きたいといふふうな、いろいろの御意見が出たのですが、私もその点においては主張した一人であるのであります。これは全体の行事の祝祭日の配分といふような方面から、なか／＼面倒になりまして、「文化の日」といふような時に、それらを纏めて、この日

のうちに行事として行なつたら如何かと思つて置きます。これは季節的に見ても、よい季節であるし、藝術にしても、科学にしても、体育にしても、非常によい時期であるといふので、こゝで一つの行事的な意味で、そういうふうなものをお心にやつたらいいじやないかといふような意味で、私も了承したのであります。それでその点を……

○委員(山本勇造君) 今の希望として、これは性質が行事に類するものであります。前の、それがの日に、必ずしも文化の日でなくてもよいと思つて置きます。これによつてその行事が、その祝祭日において必ずや潤いも出て来ると思つて置きます。これを希望した人々においても、その点を辛抱して貰うといふようにしたい。行事を取入れるという点で、場合によつては取つた数は少ないが、倍くらゐの数が取れたら、その同じような結果になると思つて置きます。尙この際申上げて置きたいことは、木を植えるシーメンと言いますか、植樹のシーメン、或いは体育のシーメン、或いは健康のシーメンとかいふようなことも、これらも國民の日と共

に考えられる点であると思つて置きます。そういうふうな問題は、すべて又民間に行事の委員会でも設けて貰うようにいたします。そうしましてその方でも細かに考へて貰うといふようにしたらよろしいと思つて置きます。徳川さん何か……

の中に紀元節が入れられなかつたといふ点は、誠に遺憾に堪へん次第であります。我々は紀元節といふものが、是非決して頂きたいといふことを述べたゆえんのものは、紀元節の起原が、いわゆる非科学的であるといふような考へ方も行われていたのであります。併し、私共といたしましては、この國と雖も、その歴史を遡つて行かなければ、必ずや神話に發生しないところはなかりと思つて置きます。今日までその神話を歴史と、青史と見ていたという点に問題が存するのではないかと思つて置きます。従つて神話を神話としてこれを傳へ、そして神話として新しい國民にこれを傳へるのには、差支えないのじやないかと考へたいのであります。又同時に、神話の中には、その國の國民感情といふものが現われておる。従つてその点も考慮して、我々の祖國の始まりを考へるといふことは、我々國民の非常な熱望であり、又感情であると思つたのであります。併し、それがその方面に容れられない結果となりまして、誠に遺憾に堪へんのであります。我々が今日以後、新憲法によつて、そして新しい國民の日によつて、啓蒙の努力を怠らないならば、新しい國民感情が必ず起つて来るものであることを確信しております。

○委員(山本勇造君) 今の希望として、これは性質が行事に類するものであります。前の、それがの日に、必ずしも文化の日でなくてもよいと思つて置きます。これによつてその行事が、その祝祭日において必ずや潤いも出て来ると思つて置きます。これを希望した人々においても、その点を辛抱して貰うといふようにしたい。行事を取入れるという点で、場合によつては取つた数は少ないが、倍くらゐの数が取れたら、その同じような結果になると思つて置きます。尙この際申上げて置きたいことは、木を植えるシーメンと言いますか、植樹のシーメン、或いは体育のシーメン、或いは健康のシーメンとかいふようなことも、これらも國民の日と共に考えられる点であると思つて置きます。そういうふうな問題は、すべて又民間に行事の委員会でも設けて貰うようにいたします。そうしましてその方でも細かに考へて貰うといふようにしたらよろしいと思つて置きます。徳川さん何か……

○委員(山本勇造君) 今の希望として、これは性質が行事に類するものであります。前の、それがの日に、必ずしも文化の日でなくてもよいと思つて置きます。これによつてその行事が、その祝祭日において必ずや潤いも出て来ると思つて置きます。これを希望した人々においても、その点を辛抱して貰うといふようにしたい。行事を取入れるという点で、場合によつては取つた数は少ないが、倍くらゐの数が取れたら、その同じような結果になると思つて置きます。尙この際申上げて置きたいことは、木を植えるシーメンと言いますか、植樹のシーメン、或いは体育のシーメン、或いは健康のシーメンとかいふようなことも、これらも國民の日と共

に考えられる点であると思つて置きます。そういうふうな問題は、すべて又民間に行事の委員会でも設けて貰うようにいたします。そうしましてその方でも細かに考へて貰うといふようにしたらよろしいと思つて置きます。徳川さん何か……

○委員(山本勇造君) 今の希望として、これは性質が行事に類するものであります。前の、それがの日に、必ずしも文化の日でなくてもよいと思つて置きます。これによつてその行事が、その祝祭日において必ずや潤いも出て来ると思つて置きます。これを希望した人々においても、その点を辛抱して貰うといふようにしたい。行事を取入れるという点で、場合によつては取つた数は少ないが、倍くらゐの数が取れたら、その同じような結果になると思つて置きます。尙この際申上げて置きたいことは、木を植えるシーメンと言いますか、植樹のシーメン、或いは体育のシーメン、或いは健康のシーメンとかいふようなことも、これらも國民の日と共

に考えられる点であると思つて置きます。そういうふうな問題は、すべて又民間に行事の委員会でも設けて貰うようにいたします。そうしましてその方でも細かに考へて貰うといふようにしたらよろしいと思つて置きます。徳川さん何か……

○委員(山本勇造君) 今の希望として、これは性質が行事に類するものであります。前の、それがの日に、必ずしも文化の日でなくてもよいと思つて置きます。これによつてその行事が、その祝祭日において必ずや潤いも出て来ると思つて置きます。これを希望した人々においても、その点を辛抱して貰うといふようにしたい。行事を取入れるという点で、場合によつては取つた数は少ないが、倍くらゐの数が取れたら、その同じような結果になると思つて置きます。尙この際申上げて置きたいことは、木を植えるシーメンと言いますか、植樹のシーメン、或いは体育のシーメン、或いは健康のシーメンとかいふようなことも、これらも國民の日と共

だあなたが最後におつしやいましたメ  
 面倒になりまして、「文化の日」という  
 ような時に、それらを纏めて、この日  
 の問題について、一言述べさせて頂き  
 たいと思つてあります。これは、こ  
 今も御披露がありました。紀元節が  
 神話であるという考え方も、学問的に  
 象徴される聖徳太子が、平和文化の日  
 本建設の上に、而も日本のこれが歴史

上に、又とない立派なる人格であるとい  
 うようなことを大いに考えて、將來  
 講和の日が決まつて、いわゆる本當の  
 意味における平和を記念するようない  
 が選ばれるようなときは、一つ十分に  
 この聖徳太子のことを考へて頂きたい  
 というようなことを、特にこの際に申  
 述べて置きたいと思つてます。

○委員長(山本勇造君) では大分長く  
 なりますから……

○久松定武君 最後の一つ私に述べさ  
 して頂きますが、祝日を決めましたと  
 きに、國民からいろいろ希望もあ  
 つたようでありまして、その中に取入  
 れられなかつたもので、特に希望の多  
 かつた中に婦人の日があります。これ  
 は三月の八日をして呉れ、或いは四月  
 の八日をして呉れという希望の方があ  
 りましたが、我々が休日を制定するに  
 当りましては、國民全体が休みになる  
 という希望を持つておりましたので、  
 特にこの日は取らず、又婦人の中で  
 も、團體によつて三月八日、四月の十  
 日という希望もありますので、これは  
 民間の行事としてお委せするといふの  
 もございまして、それからもう一つ  
 大きなのはクリスマスと、八月のお盆  
 を休日にして呉れという希望も、國民  
 の間には非常に多かつたのであります  
 が、我々はこれは制定いたしませんつ  
 きまして、宗教といふことは省いて考  
 へたのであります、この点いろいろ  
 問題もありませんけれども、宗教とい  
 うことを抜きにして、外の休日を取りた  
 いといふところから、國民の声もあり  
 ましたが……これだけは一つお含みを  
 願いたいと思つてます。

○権津錦一君 私は最初から婦人の日  
 を置くことを主張つて来たのです。実

際どうしても婦人の日が入れられない  
 ならば、これはこれだけが國民の日と  
 して決定されるわけじゃない、將來殖  
 やすような状況になれば、当然婦人の  
 日は第一位に置かるべきものではない  
 ことを、私は今まで幾度も申上げまし  
 たのだし、その内容は申上げません  
 が、結局この問題は將來に残すとい  
 うことを委員会で御了承願いたい、こ  
 う思つてあります。

○委員長(山本勇造君) とにかく輿論  
 調査をいたしまして、そうしてさま  
 ざまな案が出て来ております。又新聞  
 社なり、或いは我々への投書なり、或  
 りは又、この委員会での御発言等、  
 或いは陳情、請願等沢山のものがござ  
 います、その中から僅かに九つ取つ  
 たのでありますから、さまざまの人が  
 御不満があると思つておられます、併  
 し又それらの日は民間においておやり  
 になることは、これは幾らおやりにな  
 ることも構わないのでありますから、今  
 のところは民間でおやりを願う、そう  
 してここに取りました案が九日にしか  
 過ぎませんけれども、これは明治六年  
 のときに、太政官で初めて祝祭日を定  
 めましたのがやはり八日、後に段々に  
 殖えております。それと同じように、  
 後來要望が強いといふと、段々また殖  
 える日もできましよう、殊に平和の日  
 は大体それを予定されておるようなわ  
 けでありますから、尙又、民間の輿論  
 のあれをも考へまして、又後々にそう  
 いうのは、これは考慮するといふこと  
 にいたしました、とにかく第二條で九  
 日の日を選んだのは、皆さんの御努力  
 でございます、非常に有難く思いま  
 すと共に、これは幸いにして合同打合

会におきまして、衆議院もこれは賛同  
 いたしておりますから、これが決まり  
 ましたことは、大変にいいことと思つ  
 ております。第三條は「國民の日は、  
 休日とする」といふのは、これは皆さ  
 んに御異議ないと存じます。それから  
 附則の方の「この法律は、公布の日か  
 ら施行する。」「昭和二年勅令第二十  
 五号(休日ニ関スル件)を廃止する。」「  
 大要簡単な案であります、條文は簡  
 單でありまして、これの及ぼすこと  
 の影響といふものは非常に深いもの  
 なのです。併しそういう案を、とにか  
 く半年以上に亘つてやつたといふこと  
 は、如何に我々が、たつた九日を選び  
 のに、國の初めの日は別といたしまし  
 て、沢山の問題を非常に慎重に研究調  
 査したかといふことは、後々にも、こ  
 の点はほつきり残して置きたいと存じ  
 ます。

尚お語りしたい問題があります、  
 大分時間が遅くなつておりますから、  
 速記をここで止めて、そうして懇  
 談の形式に移つて御相談申上げたいと  
 存じます。委員会はこれで散会いたし  
 ます。

午後四時四十五分散會  
 出席者は左の通り。

- |    |        |        |
|----|--------|--------|
| 委員 | 金子 洋文君 | 山本 勇造君 |
|    | 久松 定武君 |        |
| 理事 | 梅津 錦一君 |        |
|    | 三木 治朗君 |        |
|    | 若木 勝蔵君 |        |
|    | 國 伊能君  |        |
|    | 徳川 頼貞君 |        |
|    | 岩本 月洲君 |        |

- |           |        |
|-----------|--------|
| 政府委員      | 來馬 琢道君 |
|           | 三島 通陽君 |
|           | 三好 始君  |
|           | 羽仁 五郎君 |
| 説明員       | 佐藤 達夫君 |
| 賞勳局事務官    | 村田八千穂君 |
| (賞勳局庶務課長) |        |

七

昭和二十三年八月二十四日印刷

昭和二十三年八月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局